

北広島町地域スポーツクラブ活動体制整備事業

助成にあたり必要な書類及び留意事項

〈経費を使用する場合にお気を付けいただきたいこと〉

○書類一覧表に記載する書類は全て必要な書類です。必要な書類がない場合は対象外経費になる場合がありますので、書類が揃えられない場合はそれが判明した時点で速やかにまちづくり推進課へご相談ください

○以下の一覧表に係る経費については、**北広島町から直接個人若しくは、業者等に支払いを行います。**

- ①「指導者謝金」については、**指導者毎の請求書**を提出いただき、月報に基づき算出した謝金を指定の口座へ支払います。
- ②「施設利用料」については、利用毎に施設管理者に**宛名が「北広島町」の請求書**を発行いただいた後、まちづくり推進課まで原本を持参若しくは郵送下さい。
- ③「消耗品費」については、購入品毎に金額の記載されたカタログ等と合わせて、**宛名が「北広島町」の納品書と請求書**を発行いただいた後、まちづくり推進課まで原本を持参若しくは郵送下さい。

〈上記、①～③に関する請求書を提出する際にご留意いただきたいこと〉

- ・当該月の「指導者謝金」については、指導者謝金請求書及び指導者月報を**翌月 10 日**までにまちづくり推進課までご提出ください。
- ・当該月の「施設利用料」、「消耗品費」に関する請求書については、**翌月 4 日**までにまちづくり推進課までご提出ください。支払い事務の手続き上、請求書の提出日によっては、翌月の 25 日払いとなる可能性もございます。
- ・対象経費のうち、**「指導者謝金」及び「施設利用料」については、中学生が参加している日が対象**となります。

表：必要書類一覧

費目種別	助成にあたり必要な書類
指導者謝金	・指導者謝金請求書 ※指導者毎に北広島町へ請求 ・指導者月報 ※指導者毎に作成
施設利用料	・請求書 ※施設管理者から北広島町へ請求
消耗品費	・金額の記載されたカタログ等 ・納品書 ※宛名は北広島町 ・請求書 ※購入先業者から北広島町へ請求